

令和元年 第8回定例会

# 岩見沢市教育委員会会議録

令和元年 8月6日 開会

令和元年 8月6日 閉会

岩見沢市教育委員会

# 令和元年 第8回定例会

## 岩見沢市教育委員会会議録

(令和元年8月6日)

### ○本委員会に付議した議件

- 1 報告第11号 教育長の一般経過報告について
- 2 議案第44号 令和元年度教育委員会関係補正予算について
- 3 議案第45号 平成30年度岩見沢市教育行政点検評価報告書の提出について
- 4 議案第46号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 5 議案第47号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 6 協議11号 平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

そ の 他

### ○本委員会に出席した者

|       |         |
|-------|---------|
| 教 育 長 | 三 角 光 二 |
| 委 員   | 武 藏 輝 彦 |
| 委 員   | 秋 山 信 也 |
| 委 員   | 杉 野 幹 夫 |
| 委 員   | 菊 池 亜 希 |

|                  |         |
|------------------|---------|
| 教 育 部 長          | 井 筒 亨   |
| 社会教育・子育て支援担当次長   | 所 美 穂 子 |
| 学 校 教 育 課 長      | 戸 沼 貴 志 |
| 指 導 室 長          | 鳶 野 郁 夫 |
| 学 校 給 食 課 長      | 田 公 寿 幸 |
| 生涯学習・文化・スポーツ振興課長 | 白 石 丈 人 |
| 教 育 施 設 課 長      | 是 廣 敏 明 |
| 図 書 館 長          | 杉 原 理 美 |
| 緑陵高等学校事務長        | 杉 田 操   |
| 事務局学校教育課総務係長     | 石 川 貴 規 |
| 事務局学校教育課総務係      | 岩 端 浩 太 |

午後4時00分 開会

○三角教育長 ただ今から令和元年第8回教育委員会定例会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、菊池委員さんをお願いいたします。

初めに、日程番号1、報告第11号 教育長の一般経過報告について、私から説明いたします。

7月10日の試験委員会から記載されておりますが、12日、公立高校適正配置地域別検討協議会がありました。道教委によって示される高校適配につきましては、令和2年から令和4年の配置計画についての説明がありました。計画どおり令和2年緑陵高校普通科1間口減、令和3年には南幌高校の募集停止ということで示されています。また、この会議において、令和5年から令和8年の中学生卒業生数の動向から、4年間で1学級ないし2学級相当の調整が必要と示されています。今のところ、岩見沢市内において再編整備を含めた公立高校全体の検討をしていく必要があると示されております。

19日、第3回教科用図書調査委員会に出席しております。この場で調査委員会から答申を受けております。

20日、岩見沢市PTA連合会研究大会、各委員さんの出席のもと、本大会に参加しております。

22日、岩見沢市中体連北海道大会出場選手報告激励会ということで、市内から124名の中学生が全道大会、7月26日から8月4日にかけて全道各地に代表として出場しております。

25日、強化指定選手等アスリート奨励金交付式ということで、小学生2名が水泳の北海道選抜合宿指定選手ということで奨励金を交付しております。

以上で、私からの報告を終わります。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 特にご意見、ご質問等がなければ、本報告については終了いたします。

続きまして、議案に対する提案理由について説明を求めます。

○井筒教育部長 議案第44号 令和元年度教育委員会関係補正予算について。

令和元年度教育委員会関係補正予算について、意見を求めるものであります。

議案第45号 平成30年度岩見沢市教育行政点検評価報告書の提出について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、平成30年度における教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検・評価を実施し、「平成30年度岩見沢市教育行政点検評価報告書」を作成いたしました。この報告書を、9月に開催される市議会第3回定例会に提出することについて、ご審議を願うものであります。

議案第46号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令及び専門職大学制度の施行に伴い、放課後児童支援員の資格要件の拡大等を行おうとするものであります。

議案第47号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する基準の改定を行おうとするものであります。

以上です。

○三角教育長 それでは、日程番号2、議案第44号 令和元年度教育委員会関係補正予算についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案第44号について、ご説明いたします。

議案第44号の9月補正予算については、6事業要望しておりますが、これらは、全て10月から始まります幼児教育と保育の無償化に伴うものでございます。

幼稚園については3歳以上の入園児全員、保育園では3歳クラス以上の入所児全員と3歳未満児のうち、非課税世帯が保育料無償化の対象となります。そのほか、保育の必要性の認定を受けた児童であれば、認可外保育所や病児・病後児保育なども月額上限の範囲内で無償化の対象となります。詳細の手続きは各施設と連携し、混乱のないよう進めてまいりたいと考えております。

各事業の補正概要について、主に歳出の観点からご説明いたします。

初めに、保育所入所運営事業ですが、保育料無償化後3歳以上は、副食費（おかず代）を各園で徴収することになりましたので、市から園に支払う保育経費である委託料から園が徴収した副食費を差し引きます。そのため、委託料が減額となります。

幼稚園入所運営事業では、これまで各園が徴収していた保育料と新たに低所得者向けに副食費も無償化されるため、市から園に支払う委託料に無償化した分の保育料と副食費を上乗せします。そのため、委託料が増額となります。

ふれあい子どもセンター運営事業については、公立保育所ですので歳出に変更はありませんが、歳入が変更となります。副食費の徴収分は増えますが、それ以上に保育料収入が減ります。その分、一般財源がふえることとなります。

栗沢認定こども園運営事業ですが、栗沢認定こども園は公立の施設ですが指定管理委託をしています。無償化に伴い指定管理者が副食費を徴収するため、その分の委託料が減額となります。また、ふれあい子どもセンターと同じく保育料収入が無くなるため、一般財源が増額となります。

特別保育所運営事業です。この事業の対象は北村、美流渡のへき地保育所ですが、へき

地保育所の運営費は地方債の対象となっています。公立ですので歳出に変更はありませんが、無償化に伴い保育料収入が減りますので、その分、地方債の借入額がふえることになります。

最後に、子育てのための施設利用給付事業です。この事業は認可外保育所や病児・病後児保育などの施設利用給付を行うための新規事業となります。

以上、6事業合計で歳出が47,452,000円増額となりますが、今回の無償化により国からの措置費や事業に充当される地方債の額が増えるため、一般財源ベースでは14,963,000円の減額、つまり市の負担が減るという形になりました。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第44号についての説明がございました。

委員の皆様から、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 この地方債は市債で、これも補填される予定の地方債ですか。

○所社会教育・子育て支援担当次長 特別保育所、へき地保育所の運営費は、過疎債の対象となっていて、元利償還分の何割かが補填されることとなります。

○武蔵委員 実質的な負担は増えないと。いずれにしても。

○三角教育長 ほかに何かありますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第44号につきましては、原案のとおり決定いたします。

なお、議案第44号については、9月の市議会第3回定例会に諮られ、市議会の議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号3、議案第45号 平成30年度岩見沢市教育行政点検評価報告書の提出についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○戸沼学校教育課長 議案第45号について、ご説明をさせていただきます。

この報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならないと規定されていることから、毎年度、教育に関しまして学識経験を有する方の知見を活用しつつ点検・評価を実施しております。

今年度は6月6日に検討委員の委嘱を行いまして、7月25日まで全5回の検討委員会を開催し、お手元に添付されておりますとおり、報告書(案)を作成しております。

それでは、内容についてご説明させていただきますが、報告書の1ページ目をお開きください。

第1章では、点検評価の目的、概要、そして法に規定されています教育に関して学識経験を有する方の知見を活用するという点について記載をしております。

2ページから7ページまでの第2章では、教育委員会の開催状況と付議案件などの状況を記載しております。

8ページからの第3章におきましては、点検評価を行いました事業の一覧と39事業を各点検評価表20シートにまとめて掲載しておりますが、点検評価の対象とする事務事業については、教育行政方針の重点施策との結びつきを意識しながら、各課において選定しているところがございます。

35ページから36ページまでの第4章では、学校教育の推進、社会教育の推進、子育て支援の推進ごとに、点検評価表等に対する検討委員の皆様の主な意見を整理し記載しており、37ページ以降には、平成30年度の教育行政方針を掲載しております。

説明は以上となりますが、本日、この報告書(案)について、決定していただきまして、9月に開催されます市議会第3回定例会に報告をしたいと考えておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第45号について説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○武蔵委員 報告書ですので、これが出されることは問題ないかと思えます。それで、検討委員さんのほうからも、応援してくれるようなメッセージが随分と盛り込まれていると思えますので、ぜひ、そういう点も留意して、今後の教育行政の推進に当たっていただきたいと思えます。

それと、コミュニティスクールの部分についてですが、これが教育委員会で今進めているコミュニティスクールと検討委員さん方が認識しているコミュニティスクールは認識が合っているのかなというところがちょっと心配事としてあるので。ここの評価報告書には関係ないことですが、説明を進めていく中で、しっかりと岩見沢市の目指すコミュニティスクールというものを推進していただければと思えます。

○三角教育長 コミュニティスクールの目的とか、そういったところでは委員さんもわかっていると思うんですけども、特に岩見沢がどういった設置をしようとしているのかというのは、説明もう少し必要かもしれませんね。

ほかございますか。

杉野委員さん、何かありますか。

○杉野委員 それでは、せっかくの機会なので、ちょっとわからないところがあるので、教えていただければよろしいですか。

9ページに、指導室担当のところ、英検学習会という部分なんですけど、岩見沢市、英語を話せる子どもの育成ということで取り組まれていて、英検学習会も、その一つの取り組みになるかなと思うんですけども。ほかの自治体でもよくやられているのが英検検定料の補助だとかというのは、話には聞いているんですけども、岩見沢市で取り組んでいる

英検学習会ということで、広く平等に子どもたちにそういう機会を与えるという部分では、とてもいい取り組みだなと思います。

それで、まだ検証というか、そこまでいっていないかもしれませんが、この英検学習会の実施前との比較で、各学校の英検の検定者数と合格者数ですか、取得割合の部分で何か成果、効果があれば、把握している部分があれば教えていただきたいなと思います。

○鳥野指導室長 手持ちでデータがこの場にはないものですから申し訳ございません。今のご質問の中で、まずは全体の受験者数についてですが、実は学校を挙げて英検に取り組むという学校も出てきておりますので、受験者数については増加をしていると。

ただ、英検学習会という部分になると、今年度のことですが、第1回目が14名の参加、これから行う第2回目については20名の参加ということで、若干増えております。

また、英検学習会の第1回目から、第1回目の英検を受験して3級以上合格した者が3名です。

市全体の部分については把握をしておりますが、現在、手持ち資料がございませんので、後ほどお答えをさせていただきたいと考えております。

○杉野委員 子どもたち、どんどんチャレンジしてくれればいかなと思っています。

以上です。ありがとうございます。

○三角教育長 こうしたことで意欲を高めるために動機づけにもなるかなと思います。

ほかはございますか。

菊池委員さん、何か。

○菊池委員 給食のことなんですが、給食試食会での参加者の意見や児童・生徒にもというのが35ページに書いてあるんですけど、先生方のほうがもっといろいろなところの学校に行っているから、先生方の意見もちょっとあったらいいのかなと思って見ていました。例えば市外に出ている先生方だと、市外の給食がどんなふうなのかというのもあるので、そのような意見があったらいいのかなと思って見ていました。子どもたちは、きっと市内しか知らない。

○武蔵委員 児童・生徒だけでなく、教職員の意見も。

○菊池委員 子どもたちは岩見沢でしか食べていないので何とも言えないでしょう、きっと。

○田公学校給食課長 学校の児童・生徒につきましては、平成26年度に一度、嗜好調査等をしておりますが、その時には教職員については、嗜好調査対象になっておりませんでした。今、菊池委員さんからご意見がございましたので、そういったことも含めながら、今後、嗜好や学校給食の献立等につきまして、調査していきたいと考えております。

○三角教育長 ほかはよろしいですか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 では、この件について、ご異議がなければこのようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 それでは、議案第45号につきましては、原案どおり決定いたします。

続きまして、日程番号4、議案第46号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案46号について、ご説明いたします。

議案を1枚めくっていただきますと資料がついておりますので、こちらの資料を用いて説明させていただきます。

資料1ページですが、まず(1)の放課後児童支援員の認定資格研修の事務権限の拡大です。表の左側にありますように、放課後児童支援員は都道府県知事が行う研修を修了したものとされていましたが、今回、これに指定都市の長、北海道で言えば札幌市長が行う研修が追加されました。これにより、すぐさま影響があるというものではありませんが、今後、放課後児童支援員に応募してくる方が札幌市の研修を受講していた場合、北海道の研修を受講しなくてもいいということになります。

次に、2ページをご覧ください。資格要件の拡大についてです。表の左側にありますように、資格要件を定義する条文の一つに、学校教育法における大学、これには短期大学を含みますが、こちらで社会福祉学、心理学、社会学、芸術学もしくは体育学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者という定めがありました。この条文に専門職大学の前期課程を修了した者を含むという規定を加えるものです。

専門職大学とは、平成31年4月に施行された改正学校教育法により、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として制度化された学校です。専門職大学は前期課程と後期課程に分かれており、前期課程修了者は卒業していなくても短期大学卒業者と同等の教育水準を受けたとみなされることから、資格要件に専門職大学前期課程修了者を含むと追記をいたします。

専門職大学はことし4月から全国で2校が開設されましたが、道内では、まだ開設されておりません。すぐに影響が出るというのは考えにくいのですが、将来的には採用することもあり得るかと考えられます。

説明については以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第46号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件について、ご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第46号につきましては、以上のとおり決定いたします。



なお、議案第46号については、9月の市議会第3回定例会に諮られ、市議会の議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号5、議案第47号 岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを審議いたします。

説明をお願いいたします。

○所社会教育・子育て支援担当次長 それでは、議案第47号について、ご説明いたします。

議案2枚めくっていただきますと、資料が概要としてまとめられていますので、こちらでご説明したいと思います。

今回の国の省令改正は全国的な待機児童問題を解決するため、家庭的保育事業などの基準を緩和し、乳幼児の受け入れ枠を拡大することを目的としています。

改正点は表にありますとおり、4点ございます。

1点目は、連携施設についてです。家庭的保育事業等は最も定員の多い事業でも19人以下の小規模な事業であるため、保育士が急に休まなければならなくなった場合に代替保育を提供したり、3歳になったときの受け入れ先として、連携施設を確保しなければならないことになっています。連携施設は認可保育所または認可幼稚園、認定こども園となりますが、左側の欄の③にある卒園児の受け皿として、それらの連携施設の確保が難しい場合は、その規定を適用しないことができます。ただし、①と②の保育の提供については、企業主導型事業や地方公共団体の補助を受けている施設で代替しなければなりません。

2点目も連携施設の特例で、保育所型事業所内保育事業、企業が従業員の子ども向けに開設している、そういった保育所の場合です。満3歳以上の受け入れを行っている事業で、市が適当であると認めたものについては、連携施設の確保をしないことができるということになります。

3点目は、食事提供の経過措置です。食事の提供については、自園に調理施設を持って、食事提供をすることが原則ですが、経過措置として事業者の居宅、自宅において保育する場合は10年間、令和7年3月末まで、それ以外の家庭的保育事業については5年間、令和2年3月末までの経過措置を設け、外部搬入も可能としています。今回の改正では、居宅以外で家庭的保育事業を実施する場合の経過措置について、5年間であったものを10年間に延長するということになります。

4点目は、連携施設の経過措置です。条例の施行日から5年間、つまり令和2年3月末まで連携施設の確保が著しく困難であると認められるときには、連携施設の確保をしないことができる規定となっていますが、この経過措置をさらに5年延長することになります。

今回の改正によって、岩見沢市にどのような影響があるかについてご説明をいたします。

現状、岩見沢市内に設置されています、この条例に該当する保育園は3園です。聖十字ぼけっと、こっころつぼみ保育園、わくわく保育園、この3園については全てが連携施設

を確保済みであり、既に自園の調理室での給食提供を行っていることから、今回の改正による経過措置を適用する予定はありません。今後については、現時点で新規開設に関する具体的な相談はありませんので、当面影響がないものと考えています。また、開設の相談があった場合も教育委員会として連携施設の確保に協力するなど、できる限り原則にのっとして開設できるよう努めてまいりたいと考えております。

説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○三角教育長 ただ今、議案第47号についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、この件についてご異議がなければ、このようなことで決定させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 議案第47号につきましては、以上のおり決定いたします。

なお、議案第47号については、9月の市議会第3回定例会に諮られ、市議会の議決を経て決定されます。

続きまして、日程番号6、協議11 平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について を審議いたします。

説明をお願いいたします。

○畠野指導室長 1枚めくっていただくと照会のががみがございます。ここにありますように、北海道教育委員会から平成31年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について照会がありました。

これは同調査において、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の同意を得た場合には当該市町村を明らかにした結果公表を行うことができることから、北海道教育委員会は、11月に公表予定の「北海道版結果報告書」に市町村の結果を公表するため、岩見沢市教育委員会に対しても結果公表についての同意を求めてきたものでございます。

道教委からの照会のががみ、次の部分からは関係資料を添付してございます。

以上、結果の公表の同意について、ご協議をお願いしたいと思います。

以上でございます。

○三角教育長 ただ今、協議11についての説明がございました。

委員の皆様からご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

これまでも結果の公表については同意していたところなのですが、いかがでしょうか。

○秋山委員 個人名や特定の学校の表記がなければ、これまでも同意してきた部分でありますので、いいのではないかと思います。

○三角教育長 同意見でよろしいですか。

○武蔵委員 報告書の掲載はいいんですけれども、道教委として報告書を出していて、そ

の後、道教委はどのようなアクションをしているんでしょうね。

○ 嶋野指導室長 道教委のアクションでございますか。この報告書を作ったからのアクションでございますか。

○ 武蔵委員 ただ、説明責任だけ果たしているだけだったら意味がなくて。これをもって、今後、北海道の教育はどういうことをしていくんだというのが。指針は出ているでしょうが、具体的に何か市町村に対してアドバイスがあったりとか。

○ 三角教育長 これまでのところでは、学力改善が見られる市町の取り組みについて、局長集まったの会議等で情報共有したり、それから管内において、そういう市町の取り組みを局内で広げていっている、そういうことはありますね。そういった活用の仕方はしているが、大々的なアクションとはなっていませんけれども。

○ 武蔵委員 多少結果は上がってきたかもしれないけども。

はい、わかりました。

○ 三角教育長 それでは、この件についてご意見がなければ、このようなことで進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○ 三角教育長 よろしくお願いたします。

続きまして、その他に移ります。

委員の皆様から何かございますか。

よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○ 三角教育長 特になければ、事務局から何かありますか。

それでは、来月の定例会日程についてですが、9月18日の水曜日に開催したいと思います。委員さん、皆さん、よろしいでしょうか。午前10時からということでよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○ 三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4階、この会議室1で行いたいと思います。

それでは、よろしくお願いたします。

以上をもちまして、第8回教育委員会定例会を終了させていただきます。

ご苦労さまでした。

午後4時40分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員